

## 8－(3) いじめ防止対策基本方針

福島市立森合小学校

### 1 いじめ等問題行動に対する基本方針

いじめは「いじめは現に起きている」「人をいじめることは、人間として絶対に許されない」「いじめを認識しながら放置してはいけない」「すべての児童等が被害者にも加害者にもなりうる」と考えることを基本とする。日常面で把握したことは、軽微な事と考えず、深刻ないじめへと発展する可能性があることと捉え、絶えず子どもの変化を見逃さないように全職員で情報を共有し、未然防止を図るとともに早期発見・対応をする。

### 2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

いじめは、禁止されている行為であり、刑事罰の対象になりうる。

### 3 いじめ防止等にかかる取組

#### (1) いじめ未然防止

- ① 支持的風土に満ちた（信頼関係が結ばれた 安心して活動できる・良いことや楽しいことを共感できる）学級経営や学級集団づくりを推進する。（居場所づくり、絆づくり）
- ② 「わかる授業」を展開し、成就感・自己有用感を高める。
- ③ 人と人との絆を考え、心の発達を図る道徳教育を推進する。
- ④ 心身ともに健康で安全な生活を送るために必要な基礎的な知識についての理解を深め、児童自ら考え、判断し、行動する力を育成するための健康教育を行う。
- ⑤ 児童の発達段階に応じて、自然体験活動、集団宿泊活動、ボランティア活動、交流活動を行うことにより、思いやりの心や規範意識を育成する。
- ⑥ SOS の出し方に関する教育を推進するとともに、スクールカウンセラーによる教育相談等により、児童・保護者の悩みに対応できる相談支援体制を整備する。
- ⑦ 児童・保護者に対して、情報モラルや情報リテラシーに関する現状や対策についての周知を図る。

#### (2) いじめの早期発見に向けた取組

- ① ささいな兆候であってもいじめは現に起きているという基本認識のもと、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。
- ② 学年担当等によるいじめを訴えやすい体制づくりに努めるとともに、児童から直接話を聴く教育相談の機会を設定し、校内の教育相談体制を見直し・充実を図る。
- ③ 定期的に「いじめアンケート調査（心の連絡カード）」を実施し、学年担当と児童理解（＝生徒指導・以下略）委員会によるダブルチェックを行うことで、いじめの見逃しがないように努める。

#### (3) いじめの早期対応

- ① いじめの疑いがあることが確認された場合は直ちにいじめ対策委員会に報告し、情報共有する。いじめの指導に際しては、必ず複数の教員での対応を基本とし、組織的な判断、対応に努める。
- ② いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保するとともに、共感的に受け止めながら事実関係を聴く。いじめたとされる児童に対して、事実を確認したうえで「人をいじめることは、人間として絶対に許されない」という毅然とした態度をとりながらも、いじめたとされる児童の成長支援の視点に立って、内面理解に基づいた働きかけをする。
- ③ いじめの事実関係について、被害者と加害者の言い分が合うように十分な聞き取りを行い、事実確認が整理できた時点で、被害者の保護者及び加害者の保護者に報告する。被害児童及び保護者に対して、学校としての解決に向けた取り組みを伝え、保護者同席のもと、学校で謝罪の場を設定し、学校と保護者の共通理解を図る。

- ※ いじめを認知した後、速やかに「いじめに関する報告書を作成し、福島市教育委員会に報告する。また、いじめを理由とする欠席があった場合は、電話で速やかに報告を行う。
- ※ いじめが一定の限度を超えていると判断したときは、教育委員会と相談のもと、出席停止の検討をしたり、関係機関の協力を求めたりする。

(4) 再発防止に向けた取組

- ① 被害児童が安心して学校生活を送れているか等について、本人及び保護者に対して定期的に聴く場を設け、被害児童を見守っていく。
- ② 加害児童には、目標をもった充実した学校生活を送れるよう保護者と連携しながら支援を行う。必要に応じて、SC等を活用して継続的なケアを行う。

(5) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、「いじめ対策委員会」を中心に基本方針を点検し、必要に応じ見直しを図る。

(6) 重大事態への対処

重大事態が発生した際、「重大事態への対応フロー図」をもとに、直ちに適切な対処を行う。

4 いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」を設置し、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって中心となる役割を担う。

- ・ 児童の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの相談、通報の窓口となり、いじめの未然防止に向けた方策や対策を決定する。  
いじめが発覚したときの調査・報告を行う。

(1) 委員会の構成メンバー

校長、教頭、主幹教諭、教務、児童理解主事、教育相談部、該当学年担当等

(2) 取組計画

学期	取 り 組 み	
1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ等問題行動に対する基本方針の確認【4月】</li> <li>○いじめ未然防止への取組内容の検討【4月】</li> <li>○教育相談体制の確認と取組内容の検討【5月】</li> <li>○「いじめアンケート（心の連絡カード）①」の実施と情報交換・対応【6月】</li> <li>○ カウンセリング週間【6月】</li> <li>○1学期の取組みの反省と2学期以降の取組みの検討【7月】</li> </ul>	・いじめに関する校内研修会 (4月・9月・1月)  ・いじめに関する情報共有といじめ発生状況・経過の把握
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめアンケート（心の連絡カード）②」の実施と情報交換・対応【11月】</li> <li>○カウンセリング週間【11月】</li> <li>○2学期の取組みの反省と3学期以降の取組みの検討【12月】</li> </ul>	
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめアンケート（心の連絡カード）③」の実施と情報交換・対応【2月】</li> <li>○カウンセリング週間【2月】</li> <li>○1年間の取組みの反省【2月】</li> <li>○基本方針の点検と見直し【2月】</li> </ul>	

5 重大事態調査委員会（学校調査委員会）

重大事態が発生した場合は、「重大事態調査委員会」を設置し、事実関係調査の役割を担う。

- ・「いじめ重大事態の発生に関する報告について」や「児童生徒支援のためのアセスメントシート」をもとに、被害児童・保護者・いじめ対策委員会への調査を行う。

(1) 委員会の構成メンバー

校長・教頭・主幹教諭・教務・児童理解委員会のメンバー

(必要に応じて養護教諭・特別支援コーディネーター・SC・SSW・民生委員等)